

第四十六回国会 農林水産委員会 會議録 第四十二号

昭和三十一年四月二十四日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君 理事 長谷川 四郎君

理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君

理事 足鹿 覺君 理事 芳賀 貢君

理事 伊東 隆治君 池田 清志君

小澤 佐重喜君 大坪 保雄君

加藤 精三君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 坂村 吉正君

笹山 茂太郎君 館林 三喜男君

谷川 利穂君 寺島 隆太郎君

床次 徳二君 中山 榮一君

野原 正勝君 細田 吉藏君

松田 鐵藏君 角屋 堅次郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎 弥之助君 西村 関一君

松浦 定義君 湯山 勇君

稻富 稔人君 中村 時雄君

林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

水産庁長官 庄野 五一郎君

委員外の出席者

自治事務官

(財政局財政課 岡田 純夫君

長)

専門員 松任 谷健太郎君

四月二十四日

委員内藤隆君、藤田義光君、三田村

武夫君及び亘四郎君辭任につき、そ

の補欠として坂村吉正君、床次徳二君、谷川和穂君及び小澤佐重喜君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員小澤佐重喜君、坂村吉正君、谷川和穂君及び床次徳二君辭任につ

き、その補欠として亘四郎君、内藤隆君、三田村武夫君及び藤田義光君が議長の名で委員に選任された。

四月二十三日

肥料二期期限満了後の措置に関する請願外一件(小沢辰男君紹介)(第三〇七三号)

同(加藤常太郎君紹介)(第三一三九号)

同(玉置一徳君紹介)(第三二一〇号)

同(玉置一徳君紹介)(第三二一〇号)

専門農業協同組合の育成強化に関する請願(池田清志君紹介)(第三〇九三三号)

土地改良法の改正に関する請願(池田清志君紹介)(第三〇九四号)

新橋四丁目日外馬券売場設置反対に関する請願(松山千恵子君紹介)(第三一四〇号)

同(栗山秀君紹介)(第三一四一〇号)

同(神近市子君紹介)(第三一九〇号)

同外二件(戸叶里子君紹介)(第三二四五号)

同(本島百合子君紹介)(第三三六四号)

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願外一件(勝間田清一君紹介)(第三二九一〇号)

肥料二期期限満了後における措置に関する請願(大坪保雄君紹介)(第三三四〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置に関する件

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案起草の件

漁業災害補償法案(内閣提出第一二三三号)

漁業災害補償法案(角屋堅次郎君外十一名提出、衆法第三五五号)

〇高見委員長 これより會議を開きます。

この際、農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案起草の件について、議事を進めます。

本件につきましても、かねてより各党間におきまして御協議をいただいたのでありますが、お手元に配付してありますとおり草案が作成された次第であります。

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案

農山漁村電氣導入促進法の二部を改正する法律案

農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三五五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は充分に供給されていない農山漁村に電氣を導入して」

を「若しくは十分に供給されていな

い農山漁村又は發電水力が未開發のまま存する農山漁村につき電氣の導入をして」に改める。

第二条第一項中「又は充分に供給されてい

ない」と認められる農山漁村を「農山漁村」とし、

「農山漁村」というので當該農山漁村に電氣を導入する事業」を「當該法人が主たる出資者となつて法人で省令で定めるものを含む。以下

「農山漁業団体」というので當該農山漁村につき電氣の導入(當該農山漁村に電氣を供給する者に対し、その發電水力を開發して省令で定める規模の發電を行ない、電氣を供給することを含む。第五条及び第九條第一項を除き、以下同じ。)の事業」に、

「電氣が導入」を「電氣の導入が」に改め、同條第二項中「當該農山漁村に電氣を導入」を「當該農山漁村につき電氣の導入」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「主として自己又は組合員その他これを組織する者の用に供する電氣を導入」を「第二条第一項の規定により電氣導入計画が定められた農山漁村につき電氣の導入」に改める。

第五条中「電氣を導入」を「電氣の導入」に改める。

第九條第一項中「當該農山漁村に電氣を導入する」を「當該農山漁村

につき電氣の導入の」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農山漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三五五号)の一部を次のように改正する。

附則中第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、第二十一項の次に次の一項を加える。

22 公庫は、当分の間、第十八條第一項第七号に掲げる資金の貸付けの業務の一部として農山漁村電氣導入促進法第二條第一項に規定する發電に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

理由

農山漁村に未利用のまま存する發電小水力資源を農山漁民の手で開發することにより、農山漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図るため、農山漁村電氣導入促進法に所要の整備を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇高見委員長 採決いたします。

お手元に配付してありますとおりの農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案といたしたいと存じます。

すが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午後零時三十八分開議

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、漁業災害補償法案と角屋堅次郎君外十一名提出、漁業災害補償法案、右両案を一括して議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告があります。順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 いよいよ水産関係の重要法案であります漁業災害補償法案の本格的な質疑に入る段階がきたわけでありますが、政府の漁業災害補償法案に對しまして、わが党のほうから対案として漁業災害補償法案がすでに出ておりまして、重要な法案でありますので、過般衆議院、参議院において、それぞれ本会議の提案並びにそれに対する代表質問等が行なわれてまいりましたことは、御承知のとおりでございます。私は、社会党案の提案の立場にもございまして、いづれ社会党案について質疑があれば、これに對してわが党の考え方を述べたいと思ひますが、きょうは時間の関係もありまして、約一時間という予定でありますので、重篤的に法案の骨組みになるべきこと、あるいは法案実施までの段階、あるいは実施以降の問題点、こういうものに焦

点をしぼって、数点大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、昨年の通常国会で沿岸漁業等振興法案が成立をいたしましたして、その沿岸漁業等振興法のいわば漁業政策の第一着手として、漁業災害補償法案が今回提案になりました。これは申し上げるまでもなく、多年にわたる関係漁業者の希望の法案でありまして、この中身については、それぞれ関係団体、関係漁業者いづれも関心の的にしておるのであります。過般の衆議院の本会議あるいは参議院の本会議でも、議論をされたところでありますが、何と云つても政府案とわが党案との対比をいたしまして、特色に差異のありますのは、申し上げるまでもなく、果段階の共済組合の行なう共済事業、全国段階の共済組合連合会の行なう再共済事業と同時に、災害補償の制度として国の保険事業というものをいれるか入れないかという点で、われわれは当然のこととしてこれをいれ、政府案ではこれが入っていない。したがって、これは附則の第二条として、今後の検討の中身の中にこれをいれて、今後検討する、こういう考え方のようであります。過般の衆議院の本会議における私の質問に對して、農林大臣は、国の再保険の問題については、附則の第二条の検討の中に入れて、そして検討いたしたいといふふうにご答えておりました。ただ、注目すべきことは、衆議院の本会議におけるわが党の代表質問に對する答弁から見ても、参議院の本会議におけるわが党の代表質問に對する答弁も、総理大臣の答弁も、農林大臣の答弁も、国の再保険措置については、やはり相当に前向きになつ

た答弁がなされてゐる点は、非常に注目すべきことだと思ひます。大臣も当日御出席でありましたから、御承知のように参議院の本会議では、池田総理は、国の再保険の問題については、準備ができたければ三年を待たずにやりたいのだ、こういうことを明らかにいたしておりました。またそれを受けて立つた赤城農林大臣も、そのあとの答弁で、検討事項の中では、国の再保険措置というものを含めて実施をしていくという、そういう含みで前向きに検討いたしたいといふ趣旨の御答弁がございました。この際、本法案の骨組みとして非常に重要でありますので、政府が行なう保険事業というもののについて、農林大臣としてこの機会に基本的な考え方を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○赤城國務大臣 いまおっしゃるとおり、再保険を進めたいという考え方は変わりございません。でございまして、附則二条にある検討するというところの中には、当然その方向へ持つていく検討が含まれておるわけでございます。ただ、団体の整備やその他試験の段階は過ぎましたが、これから本格的にやっていく場合に、そういうことがございまして、そういう資料やら団体の組織整備等がで次第、再保険という方針でございます。

に値するかどうかという問題が、これは法制局の見解としても、私は一つのたたきなければならぬ問題点だと思ひております。言うまでもなく、政府案の第一条においては、「この法律は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんするため、その協同組織を基盤とする漁業共済団体の行なう漁業災害補償の制度及びその健全かつ円滑な運営を確保するための措置を定めて、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする。」というわけで、第二条では、しからば第一条で言つておる漁業災害補償の制度とは何かという点で、「漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行なう漁業共済事業及び漁業共済組合連合会が行なう漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額の減少又は養殖水産動物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に對して必要な給付を行なう制度とする。」つまり、第二条の漁業災害補償制度の中身といふものは、民間団体の行なう共済事業、再共済事業、これが中身であつて、もう一つの重要な骨組みになります。いわゆる政府の保険事業というものが入っていない。第一条の再生産の阻害の防止及び漁業経営安定のための漁業災害補償の中身といふものは、ここに言つておるような「漁業災害補償の制度及びその健全かつ円滑な運営を確保するための措置」といふものは、この法案の中身から判断いたしますと、言うまでもなく、漁業共済基金の制度、これによる運営、それと同時に掛け金等に対する若干の助成、こういう程度であつて、

はたしてこれでもって漁業災害補償法という名に値するのかわかという点、これは漁船保険あるいはまた農災等と對比いたしますと、いささか政府として説明するのにはゆい点だらうと思ひますが、この点について、農林大臣は法律案作成の責任者として、どういふ見解に立つて漁業災害補償法といううりつばな名称をとられるに至つたのか、この点ひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 お話のとおり、共済事業といふものは、精神的に言へば、相互扶助的な制度から発達したものだと思ひます。しかし、それにとしまして、国が助成その他のことを講ずるといふことでなければ、實際問題として成り立たない。こういうのが漁業共済補償その他の現状だと思ひます。漁業につきましても、この第二条に、根本精神として相互救済の精神を基調とする、それによりまして、漁業、養殖あるいは漁具等に對しての損害に對し、必要な給付を行なう、こういう一つの根本的な考えを述べておりますけれども、同時に、いまお話のように、共済掛け金の補助とか共済基金への出資等、国がこれに協力していく体制がこれに出ておるわけでありまして、しかし、さらに補償法という名前には値するのには、ほんとうは再保険という制度まで持つていきませんと、補償法というような名前には値しないような御指摘があつたわけでありまして、でございまして、試験段階においてはのものだけで、まだできておりませんので、先ほど御答弁申し上げましたように、国の再保険といふことも附則に書き入れて、そ

○角屋委員　農林省のほうから出した資料を見るまでもなく、漁業災害補償法を提案するまでの、ここ十数年の国会における動き、あるいは政党内の検討、あるいは関係漁業者、関係団体等の非常に熾烈な要求、こういうものをずっと見てまいりまして、昭和三十二年十月の全水共のいわゆる試験実施という段階から、今日まで少なくとも六カ年を経過してきておる。こゝでやはり総理大臣の答弁でもあるいは農林大臣の答弁でも、いま政府が保険事業をやるというにはいささか資料的にも十分でない、こういうような点がちたつくわけであります。私は、政府がこの試験実施の段階において、保険理論から見ても、あるいは漁業政策としても、いわゆる国の保険事業というものを当然の必須の条件として考

災害の態様は複雑であり、ひどいんだ、こういう認識に立つのであれば、しかもいま大臣がはっきり踏み切った答弁として、漁業災害補償法という看板をつけたのは、これはやはり国の保険事業というのをはっきりやるんだという、いわば方針を確定しておるの、こういう名称をつけたということであるならば、私は、そういう点において、過去の試験実施の段階から今日までの間に、いささか農林省としても、いま言った三本立ての内容の漁業災害補償法を実施しようという前提において、ちゅうちょがあったのではないかと思うのですが、その辺のところがいかかでございますか。同時に、先ほども大臣から言明のように、国の保険事業というのははっきりやる前提に立っておるんだということであるならば、そしてまた、今日過去の試験実施の段階から見ても、若干体制的にちゅうちょがあるというならば、それはいつの時点において本格実施をやるんだという目途において、十月以降の本格実施に踏み切られようとしたのか、これからあたりの考え方もこの機会に承っておきたいと思うのです。

○赤城国務大臣　試験実施の段階におきまして、本実施すべきことをちゅうちょいたしておったわけではございません。保険事業につきましては、いろいろむずかしい、めんどうなこともありますので、事務的に十分整っておらぬのでございますが、今般般み切ろうということになったのでございます。試験実施中のいろいろし題等につきましては、水産庁長官からお答えさせていただきます。

種類別あるいは地域別というようなものがりをもつて、十分国がこれを再保険をするという段階までに達する資料としては、不十分であるというようなことで、ただいま大臣が答えになりましたような、こういう制度になつたわけでございます。その制度をさらに検討事項といたしまして、加入を促進していくということによりまして、実績を積み重ね、その調査資料の分析にとめまして、できるだけすみやかに国の再保険制度に持ち込んでいく、こういうふうなわれわれは努力したい。そしてこの共済制度を中心としまする傷害補償制度の整備をできるだけ早くやつていきたい、こういうことでございます。

○角屋委員　国の再保険措置というものをこの法案としては前提として、確定しておるんだというお話でございますが、これは私が本会議で質問したときに對する答弁よりも、参議院段階あるいは本日の答弁の段階で、さらにその点が前進をした姿で明確になつたわけでありますが、そうだとするならば、これはやはり第一条、第二条の法案の条文の点においても、そういう考え方というものを明らかに織り込む必要がある、こういうふうに私は思うわけであります。

その点は今後の議論を通じての問題といたしまして、しからば、国の再保険措置というものをいつやるかという問題が一つの問題であります。私は、水産庁でも、たとえば養殖について、すでにここ数年來相当第一線を通じての調査も進めてきておるわけでありますし、また漁獲その他についても、過去六年間の実施を通じて、やは



千あるけれども、四月以降九月までの実施をする場合には、みずからの手でもってやらなければならぬという状態になっておる。これだけシビアにしぼって四月から九月までのものを実施いたしまして、災害のことをごさいますから、これはやはり赤字が生じないという気持ちでやったかもしれませんが、赤字の出る危険性というものも十分ある。御承知のように、従来も掛け金の部分と実際に支払う共済金との関係を見てみると、二倍以上の形になっておる。二倍以上の形にしなければならぬ。十分考えておかなければならぬ。そうすると、この赤字が出た場合に、問題は、新団体が権利そのものは継承していくという附則条項の経過措置になっておると思えますけれども、赤字についてどうするか。新団体がこれを受け継ぐという形は、政府としてなるべく避けたいというところがあると思えます。そうであるとしたら、そうした場合には、別個の問題として赤字のめんどろは見るといふことが明らかに必要があると思えます。大体問題は、いままで上昇カーブになってきた加入の問題について、四月以降の段階で政府が手放してしまつて、非常にシビアな条件で加入が一段階ダウンするというやり方、一つの問題点がある。そのダウンした形の中でやった問題について、災害のごさいますから、赤字が出てきたら、すべてそのめんどろを見るのか見ないのかということが明らかでない。私は問題だと思ふ。これは言うまでもなく、水協法の改正をやつて、政府が委託事業としてやつてきて、いよいよ

よ本格事業をやろうというこの中間段階の問題でありますから、当然、これは赤字が生ずる場合には、政府がめんどろを見ようという方針を明らかにする必要があると思ふ。また同時に、私は手続過程であらうと思ひますけれども、こういうレベル・ダウンのやり方そのものが一つの問題であると思ふ。こういう点について、ひとつ大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○赤城国務大臣 事務当局からなお詳しく御答弁申し上げますが、いまお話のように、附則第四条におきまして、権利義務を継承することになりますから、当然その中には、十月までの間の赤字が出た場合には、それは承継するということも含まれる、こういうふうには解釈しておりますけれども、なお事務当局から御答弁いたします。

○庄野政府委員 いま御指摘のように、試験実施と本格実施の間の空白期間をどうするかというところは、新しい制度を発足いたします場合には、非常にその経過措置がむずかしいわけでございますが、いま大臣がお答えいたしましたように、四月一日以降この本格実施を予定いたしております十月一日までの間におきましても、従来から継続して保険共済に入っております漁業者に迷惑がからぬように、こういう趣旨で、全水共の引き受けました共済関係を、やはり新しくできまする本格実施の共済団体に引き継ぐというたてまえをとりまして、こういうような附則四条の規定になったわけでございます。やはり新しい団体が発足するにつぎましては、健全な運営をなさるべきこと、われわれは、引き継ぐ

べき共済関係におきましても、健全な運営がなされるべきものを引き継ぐというのが望ましい、こういうことで、できるだけ共済関係として従来継続してやっておられた漁業者といったようなものに迷惑がからぬようにということ、新しく入るという方々に対しては、本格実施の段階においてこれに加入していただきたい、こういうような考え方で附則四条というものを設けた次第でございます。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○角屋委員 いまの点は重要な問題でありますので、再度大臣に確認をしておきたいと思ふのでありますが、四月から九月までの、いわゆる全水共の実施する共済事業についての赤字が出た場合には、これはやはり財政的な責任というものを政府は考えておる、そういうふうには理解してよろしうございませうか。

○赤城国務大臣 政府が考えておるといふよりも、新しい連合会においてこれを引き継ぎましたから、その引き継ぎました中には、権利義務を引き継ぐのございまして、赤字も引き継ぐ、こういうことに相なるうと思ひます。その連合会のおと事業等につきましては、また政府は考えなくてはなりません。直接政府が経過規定間における赤字を補てんするということがはなから、連合会が引き継ぎを受けますから、連合会が赤字に対しても責任を負う、こういうふうになると思ひます。

○角屋委員 いまの長官と大臣の答弁の間で問題になりますのは、これは大臣もお考えにおいては変わりはないと思ひますが、新しく発足する新団体は、やはりスタートから健全な姿で第一歩を踏み出させたい、こういうことは大臣も長官も変わりはないと思ふのであります。長官のほうは非常にそこを力点を置く。大臣は、赤字が出た場合には、権利義務の関係で、新団体の中に受け継ぐんだ、そういうふうな事務的に附則第四条の関係で言われる。私は、基本的な考え方の中にありますのは、新しい本格的に発足する新団体の姿は、健全な姿でスタートする、そのスタートする場合に、いまの四月から九月までの問題について赤字が出る場合には、それはやはり別個に考えていく、そういう考え方をもちて臨まなければならぬというふうな思ふのです。この問題とさらに関連をいたしますけれども、過去六年間全水共が試験実施をしてまいりました過程におきまして、水産庁のほうで聞いてみますと、今日までに累計をいたしました、どれだけの赤字がことしの三月までの間に出現したかという点は、こまかい数字までは明確ではありませんけれども、大体赤字の出たのは、債務負担行為等を差し引きまして、三十三、それから三十六、この三十六年が約五千万円近くの赤字が出ておる。私どもの承知しておるところでは、三十七年度に約一億近い赤字が出ておるであらう。三十八年度はどうなるかという問題もありますが、いずれにいたしましても、過去六年間の試験実施の清算をやつてみますと、おそらく一億六千万円をある程度こえるような赤字になるのではないかと、こういうふうに見込まれておるわけでありまして、これはやはり保険設計を立てまして、それで計算をしたところに基づ

思ひますが、新しく発足する新団体は、いって国庫債務負担行為の金額をきめる、そうして金額は、掛け金に対する倍率と金額の金額、いずれか少ないほうという形で、今日まで措置してきたと思ふのでありますけれども、そういう形で現実におそらく一億六、七千万円の赤字が出てくるだらう。私は、この問題については、清算がきつちりしたならば、これはやはり団体側と話し合う必要があると思ひますけれども、政府はつきり責任を持ってこの問題は処理をする、こういうことであると思ひますが、この点いかがでございますか。

○赤城国務大臣 昭和四十年度中に決算が出てくると思ひます。その決算の出るあいよつてでございますけれども、従来も債務保証等をやつておりましたが、そういういろいろなやり方があると思ひます。十分検討してみたいと思ひます。

○角屋委員 ちょっと検討では、現在新法への問題の切りかえを議論しておる段階でありますので、いささか問題があると思ふのですが、承りますと、大蔵省あたりでは、一つの保険設計を立てて、そして保険設計どおりに全水共は試験実施段階でやつてきておるといふようなことを見てみると、私は内容をこまかくは検討しておりませんが、契約の件数においては設計よりも少ない。しかし、契約金額においては設計よりも多い。こういう実情がある。もちろん、これは試験実施の段階でありますから、でこぼこが出るのは当然だと思ふ。そういうことを通じて設計との間に若干のズレもありましたが、災害でありますから、事故率その他予定しておいたのは、当然災害

の実績というものは違ってくる。そこで、当初政府が考えた国庫債務負担行為によるところの程度では、赤字が出てくるというのが過去六年間の間に出現する。これは、私は政府が委託事業をしたという政治的責任から見て、はっきり清算がついたならば、これは団体側と話し合う問題があるかもしれない。政府がめんどろを見て片づけますということでは、片づけなければならぬと思いますが、この点非常にあいまいでありましたので、再度大臣からお考えを承りたい。

○赤城国務大臣 十分検討したいというところは、何らかの方法で片づけなければならぬ、こういう意味で申し上げたのでございますが、その方法等につきましては、おまかせ願うというように、検討しなければならぬ問題であります。

○角屋委員 今後の漁業災害補償法の対象にするものについての問題点であります。いま漁業共済事業としての対象は漁獲、養殖、漁具、この三つについておるわけですが、差し迫って本格実施以降において問題になりましたのは、全水共がやっております任意共済事業をどうするのかという問題がございます。当初、任意共済事業については、新団体が発足すると同時にこの中に入れてやっていけばいいじゃないか、共済団体の事業というところを見ましても、政府の法案の中ではそこまで踏み切っていないわけですが、われわれもいたしまして、任意共済並びに漁船保険の問題については、すみやかにこれを全体として入れていくという考えの方で検討するという検討事項にしておるわけでありま

すけれども、特に任意共済の問題については、いまの赤字の処理という問題をきっちりけりをつけたならば、方向として当然漁業災害補償法の中の漁業共済団体の行なう事業の中に入れていくことには間違いないと思いますが、この点明らかにしてもいい。

○赤城国務大臣 任意共済につきましては、発足当時に、これを入れることにつきましては、なお検討を要する問題があるかと思ひまして、入れておりません。御承知のように、農業共済におきましても、任意共済の事業はだんだんと加えていくというふうな形でできております。でありますので、現在三つの対象を対象として強く進めておりますので、任意共済につきましても、逐次検討を加えていく、こういうことにはいたしたいと思ひます。

○角屋委員 きょうは大臣非常に慎重主義で言っておられるようですけれども、私は、この問題は、大臣も直接新法をつくる生みの親でありますから、任意共済の問題あるいは漁船保険の問題をどうするかという点では、ぜひよく検討されたと思う。与党の折衝もありませんし、団体側の要望もありますし、また実態として経済的に、しかも下部の団体、中央の団体を通じて、いかにすれば合理的にそういうものを含めての運営ができるかという立場から、十分検討されたと思うのです。したがって、私は、任意共済の問題については、これは方向としては、新団体に入れていくのだという方針には変わりはないと思うのですけれども、どうもあまり慎重主義の答弁で、腹のうちがわかりかねるのですけれども、方向として明らかに問題については明らかにしてもら

いたいと思うのです。いかがですか。

○赤城国務大臣 一度にこれもこれもやれと言われても、いまの問題の解決だけで相当骨が折れてきておりますので、逐次そういうものも含めていくという考え方でございまして、これを排撃しているという気持ちはございせん。ただ一度にこれもこれもというよりは、一つ一つ進めていきたい、こう思ひましたので、そういう答弁を申し上げたわけでありまして。

○角屋委員 この法案の中身について、時間の関係もありますので数点触れて、松田委員のほうに譲りたいと思ひます。何と云つても、漁業災害補償法を考へる場合には、漁業災害補償の対象になる漁業者が喜んで入るような魅力ある共済制度にしなければならぬ、これがやはり一つの法案をつくるものの政治的立場だと思ひます。そういう点から見て、漁獲共済一つを取り上げて考へますと、やはり共済限度額、その限度額の前提になる限度額率、こういう問題一つを考へてまいりまして、限度額率については、安定漁業、普通の漁業、不安定漁業、こういうものについて、法律でいきますと、九〇%の範囲内においてとなっております。九〇%の範囲内においております水産庁の今日も、實際考へております水産庁の今日の時点の考へ方では、一番最低が六五%、その上が七二%、その上が八〇%、特約のものについて九〇%、こういう考へ方の腹案ではなからうかという感じを持っておるわけですが、これではやはり實際漁船漁業で漁獲共済に入る諸君には魅力ある共済制度ということにならないし、またいままで六年間実施してきた試験実施の中でも、過去三年のうちの最高を除いた二年のものの

平均の九五%、これを限度額率にとつておくことと承知しておるわけですが、たがって、三年に引き直せば大体八〇%、つまり、安定漁業の最高に考へておる八〇%というものを試験実施ではあたりまえのこととしてとつてきた。それを今度はいよいよ試験実施の段階よりもさらにレベル・ダウンをする。そういう限度額率を考へようとする。もちろん、保険設計として、あるいは共済団体の運営としてあふなくないようという考へ方からいくなれば、それも一つの考へ方かもしれませんが、でも、魅力ある共済制度として喜んで関係漁業者が入るといふ漁業政策的な立場からいくと、そういう従来のよりレベル・ダウンしたやり方というものは問題がある。少なくとも団体側が要請しておる下が七〇%、その下が八〇%、そして安定したものについては九〇%、特約のものについては九〇%の提案では九五%の範囲内ということでは九五%を考へておられますけれども、場合によつてはそれ以上のものを考へてもよろしいかと思ひます。そういう漁船漁業の漁獲共済の場合の限度額率一つの問題をとらえても、私は、いま水産庁が腹案として考へておる点は、従来の試験実施よりもレベル・ダウンしておるという点に問題があると思ひます。これは当然もつと魅力のある制度の考へ方で前進をさせてもらなければならぬ。さらに特約の問題については、少なくとも九五%というものが党提案まで考へることは当然のことだと思ひます。それともう一つは、共済金の支払いの問題の方程式の一つであります。補率の問題でありますけれども、政府の考へ方によりますと、五五%から九

五%の範囲内、こういうことになつていふのではないかとふうに思ひます。そうである問題は、いわゆる災害額が大量になつた場合には、補率でもつて低い掛け算をやりますから、金はそうもらえない。いわゆる最低の場合には五五%ということになる。まさきりとなつた場合は災害金額に対して五五%しかもらえない。ひどい目にあつてもそういう状態になる。いろいろ説明を聞いてみると、てん補率の考へ方というものは、漁獲がそれだけとれないときには、いわゆる経営資金としてそれだけ金がかかっている、いわゆるそれだけ金がかかっている、たかというところに見合つて考へる場合には、てん補率というもののいふゆる立論的根拠はあるのだということを言いますけれども、もちろん、その点はある程度はあるのだと思ひますけれども、一つは、賃金におけるところの歩合給という考へ方が、やはり一つのてん補率の根拠になつていく。しかし、労働政策として、歩合給の問題についてはこれを廃止して、だんだん固定化していく、そして沿岸漁業等の漁業者に対する労働力というものを近代的な労働条件のもとにおいて確保していく、こういう労働政策上の問題がある。これは漁業政策と密接不離の関係にある。そうしてみると、いま申しましたてん補率の問題一つをとらえても、ひどい災害を受けた場合に、金はいま考へておるような状態ではないといふ考へ方というものがやばい問題になる。いわゆる共済限度額から漁獲金額を引いた、その差額の災害金額とい

うものがまるまるもらえるのかと思つていふと、いまのてん補率でかけられ、あるいはさらに法律でかけられていく、こういうことになっているのです。この辺のところは、水産庁が考えておられる試案よりも、政令内容になつてくるわけでありましようけれども、前進した形で考えなければいけないのじゃないか。特に漁獲共済に入つてこようとする対象の諸君にいたしますと、この点がやはり一つの注目の焦点なんです。この際、これはまだ法律案事項ではございませんから、九五%の範囲内とするか、九〇%の範囲内とするかというところは法律の条項でありますけれども、いま言った法律あるいは限度額率の中におけるところの三段階の数字というものは、コンクリート化している問題ではございませんから、大臣としてこの基本的な見解というものを、この点について明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○赤城国務大臣 十分検討いたしますけれども、事務当局から答弁いたさせていただきます。

○庄野政府委員 御指摘のように、今度の限度額率というところは、安定型、一般型あるいは不安定型、こういうふうに分けたわけでございます。これは試験実施中は、御承知のように、一本になつて試験実施におきます共済事業の問題点がここにあつたわけでございます。これはこの漁業共済の研究会においてもすいぶん検討されて、この限度額率というもののについては、やはり漁業の安定型なり一般型なりあるいは不安定型、そういうものに分けて限度率というものは考えなくちゃならぬ、こういうような答申もあつたわけ

けでございます。この点はやはり漁業のいわゆる事態に應ずる限度額率をやるといふことが、やはりこの共済事業を健全に安定して運営していくという上においては、非常に大事なことであります。そういうことで三種類に分けて限度額率を定める、こういうことになつて、安定型については法律で八五、特約によつて九〇、社会党案は九五、こういうことになつていふことは御指摘のとおりでございますが、こういうことでやつていくというふうにございますが、先生のあつちやなううに、魅力あるものにならなくちゃならぬ、これは御指摘のとおりでございます。やはり共済事業としてこれが安定して運営されるということも、この制度を本格的に実施する上においては大事なことでございまして、この不安定な要因を含んだような形でこの制度を開始していくということについては、われわれとしても、発足にあつては十分これは注意しなくちゃならぬ、こういうふうな思つております。この共済金額というものは、漁獲共済では過去三年ということになりますし、養殖に

つては六年、定置については六年、こういうことで、十分最近におきます漁業実情に合うようにこの共済金額を定める。そのうちでやはり次年度に再生産が確保されるというのを目標にする。災害によつて損害を受けた業者が、次年度にやはり単純再生産の形において、少なくともそういう形において漁業が継続される。それを共済事業によつて救済していく。これがこの制度の本旨でございますので、そういう意味におきまして、やはり限度額率をきめ、さらにてん補率もそういうこと

できめていく。てん補率は、災害の態様によつて不要な経費があるわけでございますから、そういう不要な経費はてん補率を定めることによつて再共済の対象から除いていく、こういうような配慮をいたしておるわけでございます。この点については、いろいろと制度の実施の段階におきまして、制度を實施しながら、十分実態に合うようにまたは是正する面もあろうかと思ひますが、制度の発展の基礎を固めるということでは健全な発展の基礎を固めるというふうなことを十分慎重に進めていく、こういうふうなことを考えております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、大臣に対する質問は相当部分残つたわけでありまして、ただ、この機会に、大臣にお伺いをし、またそのお氣持を承りたいわけでありまして、いづれにいたしまして、この漁業災害補償法案の問題は、関係団体なり関係漁業者の多年の要望でありまして、私ももちろんな法案を早期に成立したいという希望を持っておるわけでありまして、私は率直に言つて、昨年の総選挙後における特別国会で、わが党の赤路委員が池田総理に質問した段階では、三十九年度は無理だといふふうな答弁があつたあと、赤城農林大臣が、この問題については鋭意大蔵省とも折衝を続けておる段階だといふふうな前向きに答弁されたのは、たいへん骨のある発言として敬意を表したところであります。また、現実にはいろいろ内容的には問題がありまして、関係漁業者の期待にこたえて十月から本格実施に踏み切らう、そういう芽を出されたことについては、深く敬意を表するわけでありましても、しかし、

法律というものは一たんすべり出しますと、農災法を見てもわかりますように、抜本改正といふことを何度か叫びましても、相当な年数がかららない、なかなか実を結ばない、こういうこととなるわけでありまして、せつかく生みの親として赤城農林大臣がこの法案を努力して、目の目を見る段階まで持ってきた。今後審議を通じて問題点を明らかにし、また与野党の間で、政府原案を中心にして、どうこの内容をさらに充実させるかという点については、わが党案の優秀な法案と対比させながら、いろいろじっくり相談をいたしたいと思つておるわけでありまして、その中には、もちろん不漁準備金の問題もありましようし、無事故戻しの問題もありましようし、あるいは漁獲金額に対するところの修正の問題もありましようし、あるいはまた養殖共済等におけるところの、実際に災害の適切な措置を講じた場合、組合の指示による場合のみ組合の負担でその費用を認める、適切なそういう作業を自主的にやつて、総合的に判断をして、それが適切であつたといふふうな場合に、めんどろを見るのかどうか。われわれはめんどろを見ろといふ方針を立てておるわけですが、そういうきめこまかい点までくると、私は、やはり基本的に、一つは、経済条件の弱い中小漁業、特に沿岸漁業に力をつけていくという漁業政策上の立場と、また同時に、今後労働政策面なり何なりを加味して考えていく政府原案の内容については、内容を整備し、充実をする、こういうことで最善の努力をしたい、こういうふうな思つておるわけですが、大臣といひ

まして、非常にあわただしい中でこの法案が整備され、そして提案の段階でありますから、本会議でも明らかにされておられますように、まだ十分なものと言えないという気持ちについては率直に表明されておるわけでありまして、私もわが党案をつくるのには、一カ月以上ほとんど不眠不休でやつてみて、法律案をつくるのは非常に苦勞なものかといふことを身をもつて感じた一人でありましても、いづれにしても、内容を整備するといふ点においては、政府も与野党も共通の基盤を持つておると思つておるわけでありまして、そういう点については、謙虚に意見を受けていくという考え方に立つてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○赤城国務大臣 御意見、御趣旨等も十分しんじついたしました。この制度の内容を充実していくという気持ちでおるのでございます。

○高見委員 松田鐵藏君。

○松田鐵藏委員 さきに沿岸漁業の振興のために、中小漁業の基本法ともいふべき沿岸漁業等振興法が制定されて、沿岸漁民も非常に喜んでおるような次第であります。今回この法案の案として漁業災害補償法案が提出されて、いま一番経済的に弱い、不安な漁業をやつておる日本の漁民全体に対して、こうした法律が国会に提出されたことに対しては、沿岸漁民は非常に喜びを感じておるものであります。しかし、この法律案に対して、ただいま角屋委員が指摘されたようなことについて、私も自民党としても、この法律を制定するにあつて、社会党が今日出しておる法律案とほとんど同様な意見を持つて、この法律案の制定に

努力してまいったのであります。われわれの政治力が微弱なためと、また先ほど大臣がある御説明をされた御答弁の中にあつたような次第であつて、社会党が出されておる法律案の域にまで達していないことは、私は非常にやむを得ないことであらうと存じておるものであります。ただいま大臣が御答弁されたようなことで、将来において努力されることと同時に、私も自民党のあり方としても、また大臣もよく御承知のように、社会党の法律案より以上のりっぱなものを送り上げて、沿岸漁民に対する国の恩恵を与えていかなければならぬと思つておるのであります。この点に對して、大臣としてもせつかく御協力のほどをお願い申し上げたいと思ひます。

○赤城国務大臣 全く御趣旨同感でございます。ただ、立場といひますか、われわれ与党の立場であり、政府の立場でございますので、一挙に理想案というまでにはいかなかつたわけでございます。そういう意味におきましては、権威者の松田さんなどの意見も聞きまして、なお十分充実にいくようにつとめていきたいと思ひます。

○松田(鐵)委員 次に、私は、長官に對して二、三、重要な法律案でありますから、質問をしたいと思ひます。まず第一に、この制度は、漁業協同組合を中心としてこの制度を実行するものであります。しかもこの制度が実施されるにあたりまして、当時制定するときにおいて非常に問題があつたのは、漁民の心がまえであらうと思ふ。この心がまえをどのように指導されていくか、もしこれが一朝にして非常な誤りを起こしたときにおいては、私と

もの責任も非常に重大である。これに對して政府はどのように指導されていくか、その心がまえが一番大事であらうと存じます。この点に對する御意見を承りたいと思ひます。

○庄野政府委員 御指摘のように、この漁業共済の基盤をいたしまする漁業災害補償制度を本格的に実施してまいります段階におきましては、漁業者の共済事業に對する認識なりあるいはこれに對する熱意が非常に重要なものだと思います。この法案の第二條にも「中小漁業者の相互救済の精神を基調として」と、こういうふうに書いてあるわけでございます。やはり助け合いの精神はわが国古来の美風でございますが、そういう精神にのつてこの共済事業を運営する、こういうことに相なるわけでございまして、これは三十二年の試験実施におきまして、この共済制度に對する漁民の有効需要といひますか、熱意はどうであるかといふことも、この試験実施段階においては十分検討する事項になつておるわけでありまして、それは全水共におきまして、三十二年以来政府の委託事業として試験実施をやられた段階におきましても、全水共の指導も非常に熱意があつたわけでございまして、漁民もやはりそれにこたへまして、漸次加入件数といひますか、加入数もふえてきてゐるということも言えるわけでございまして、まさにその熱意によることと存じます。やはりわれわれといたしましても、指導し、またこの熱意を共済事業にいかにかき立てていくかといふことにつきましては、系統組織を通じてやらなくちゃならぬと思ひますが、この本格的実施に移しますものにつ

ましても、三十九年度におきましては、やはり事業浸透費といひまして、すでに予算を一千万円以上組み、また、この漁業協同組合が会員になるのでございますが、それに對する協力金の謝金あるいは調査をする費用といふようなことで八千八百万円以上の国費を投入する、あるいは果の指導費その他漁協に對する共済費等も含めまして、やはり七百二十万円といふような金も指導費として助成いたしまして、ますますこの事業に對する漁民の関心なりをPRし、あるいは普及する、こういうことによりまして、さらに高まりつつあります漁民の方の共済に對する認識を深めていく、こういうことをやりまして、この加入を上げていく。それによりましてできるだけの事業運営が安定するように、そしてさらに整備の基礎となるような資料も確保するように、こういうふうなことを考えております。

○松田(鐵)委員 本年度における政府の出資金は二億五千万円、また都道府県におきまして出資すべき金が同様一億五千万円です。これは先ほど角屋委員がお話のように、基金としては非常に足りないんじゃないかという議論もわれわれ考えておるのであります。この制度はほんとうに画期的なものであり、りっぱな制度をつくり上げていかなければならないという、これは与野党ともに同感のものであります。ところで、折衝の段階において、これが自治省において一つの抵抗があつた。そこで、この抵抗に對する私どもの考え方は、全国の漁民のほとんどが町や村に住んでおるものであつて、大

きな都市にはあまりない。町村は漁村であるならば漁村であるだけ、水産に對する依存度が大きいはずだ。この点をよく自治省においては御理解をお願いいたします。そこで、町村が負担するのではない、出資をするのではない、都道府県が出資するようになつておるじやありませんか。しかれば、都道府県においては工業もあれば、商業もあれば、農業もあれば、いろいろな事業があるのであります。こういう点に對して、貧しい漁民にこの制度を生かしていくというたてまえからいふならば、都道府県においてもこの制度を完全に生かして、そうして果民、道民を育成していかなければならない、めんどろを見ていかなければならない、国の施策によつてより以上に幸福な漁業を営まなければならぬといふことだと思つて、都道府県の利益になることだと思つてあります。小さい村の利益になることが、都道府県の利益にもなるし、大きな企業をやつておれば、そこからあがる果税なりそういうものでもって、貧しい漁村を救つていくことになるという考え方を待つていかなければならないと思ひます。これに對して水産庁はどのような折衝をされたのか、また自治省は、これ以上に向きの考え方を待つて、こうした出資に對しては、県民の育成になるからという了解をして、こういう出資金に對してむしろ進んで協力をするようになつておるやうにしてもらいたいと思ひますが、水産庁長官、また自治省の財政課長がおいでになつておるやうでありますから、こういう点に對するお考えを知らせていただきたいと思います。

○庄野政府委員 この漁業災害補償の制度を運営いたしますにつきましては、共済団体の支払いにつきまして、やはり年度間あるいは年度をこえまして過不足があるわけでございまして、いわゆる支払いに不足がございました場合の支払いに充てる資金をいたしまして、漁業共済基金を設立して、この共済金の支払いに支障ないように円滑な運営をはかる、こういう趣旨で基金を設定いたしましたわけでありまして、この基金をいたしましては、ただいま御指摘のように、五億圓、そのうち国は二億五千万圓を出資する、今後必要が認められるときは、予算の定める金額の範囲でこの基金に追加することができ、こういうふうな百五十三條で指定したわけでございまして、これはやはり漁民の共済団体からもこれに協力を仰ぐといふこととともに、この漁民の地域の福利あるいは産業行政を担当いたしております府県におきましても、その一半につきまして出資をしていただく、こういうことで自治省にも折衝いたしたわけでございまして、百五十三條の三項で「都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができ」といふことで、この漁業共済基金に漁業共済団体とともに地方公共団体たる府県も出資することができるといふことになつております。現在におきましては五億に對しまして国が二億五千万圓、その半分の二億五千万圓を都道府県において一億二千五百萬圓、それから漁業共済団体におきまして一億二千五百萬圓といふことで、大きく資金造成をはかるといふことになつておるわけでございまして、その点は自治省とも相談いたしまして、

きな都市にはあまりない。町村は漁村であるならば漁村であるだけ、水産に對する依存度が大きいはずだ。この点をよく自治省においては御理解をお願いいたします。そこで、町村が負担するのではない、出資をするのではない、都道府県が出資するようになつておるじやありませんか。しかれば、都道府県においては工業もあれば、商業もあれば、農業もあれば、いろいろな事業があるのであります。こういう点に對して、貧しい漁民にこの制度を生かしていくというたてまえからいふならば、都道府県においてもこの制度を完全に生かして、そうして果民、道民を育成していかなければならない、めんどろを見ていかなければならない、国の施策によつてより以上に幸福な漁業を営まなければならぬといふことだと思つて、都道府県の利益になることだと思つてあります。小さい村の利益になることが、都道府県の利益にもなるし、大きな企業をやつておれば、そこからあがる果税なりそういうものでもって、貧しい漁村を救つていくことになるという考え方を待つていかなければならないと思ひます。これに對して水産庁はどのような折衝をされたのか、また自治省は、これ以上に向きの考え方を待つて、こうした出資に對しては、県民の育成になるからという了解をして、こういう出資金に對してむしろ進んで協力をするようになつておるやうにしてもらいたいと思ひますが、水産庁長官、また自治省の財政課長がおいでになつておるやうでありますから、こういう点に對するお考えを知らせていただきたいと思います。

きな都市にはあまりない。町村は漁村であるならば漁村であるだけ、水産に對する依存度が大きいはずだ。この点をよく自治省においては御理解をお願いいたします。そこで、町村が負担するのではない、出資をするのではない、都道府県が出資するようになつておるじやありませんか。しかれば、都道府県においては工業もあれば、商業もあれば、農業もあれば、いろいろな事業があるのであります。こういう点に對して、貧しい漁民にこの制度を生かしていくというたてまえからいふならば、都道府県においてもこの制度を完全に生かして、そうして果民、道民を育成していかなければならない、めんどろを見ていかなければならない、国の施策によつてより以上に幸福な漁業を営まなければならぬといふことだと思つて、都道府県の利益になることだと思つてあります。小さい村の利益になることが、都道府県の利益にもなるし、大きな企業をやつておれば、そこからあがる果税なりそういうものでもって、貧しい漁村を救つていくことになるという考え方を待つていかなければならないと思ひます。これに對して水産庁はどのような折衝をされたのか、また自治省は、これ以上に向きの考え方を待つて、こうした出資に對しては、県民の育成になるからという了解をして、こういう出資金に對してむしろ進んで協力をするようになつておるやうにしてもらいたいと思ひますが、水産庁長官、また自治省の財政課長がおいでになつておるやうでありますから、こういう点に對するお考えを知らせていただきたいと思います。

百五十三条の三項にこういつた都道府県の出資をするということを明記したわけでございます。

○岡田説明員 漁業共済の話がありましたが、やはり交付税でもって措置すべきものであるというふうな判断いたしておりますので、したがって、話を伺う場合に、十分腹に入るようにと申しますか、納得いたしましたので、また理解いたしましたして、賛成いたしましたのであります。いまもお話がありましたように、都道府県のほうでもって出資いたそうとする場合には自治大臣の承認ということになっております。承認いたします場合には、その団体がそれだけで赤字になるということはないと思ひますけれども、財政的にどうなっておるか、どういふふうな事情であるかということをお断りいたしましたして承認いたしますし、また承認いたしました以上は、また十分都道府県についても、そういう面からもめんどろを見持てまいりたい、そういうふうな気持ちを持っております。さようにいたしまして、自治省としても、今後財政事情等によって判断をしてまいり、また考へてまいりたいと思ひます。

○松田(鐵)委員 いまこの都道府県においては、監督されておる自治省においては、ほとんど都道府県には自治省から派遣されておる役人があると思ひます。そういうことで緊密な御連絡をひとつとりまして、今後とも近い将来においてもこの出資金がふえる——ふやしていかなければ完全はこの法案が実行されないことになりまので、こういう点に対するせつかくの御理解のほどをお願い申し上げます。時間がまことにないので、小委員会

に譲りたいと思ひますが、ただ、一点だけ水産庁長官にお尋ねをいたします。先ほど申し上げたようなことであるが、漁民の心がまえというものが一番大事だ、それには政府においてもよく指導される、また財政的な面からいっても、いま自治省の岡田財政課長からお話があったようなことで、まず軌道に乗ることである、われわれもまた懸命にこれに努力をしていかなければならぬという点からい

きまして、ややもすれば農業共済のようにならなければならぬというふうな議論も出てきます。しかし、それは米表を中心とした農業共済と、水ものであるこの水産業というものは、根本的にそこに差異があるのであります。が、要は、この制度によって、より多く漁民はこれに加入していかなければならぬ。その加入していくというところからいって、先ほど角屋議員からお話のあったように、もともととめんどろを見る法律案に持つていかなければならぬというのであります。これは同感です。与野党ともにそれに努力をすることでありましよう。政府においてもせつかくの御努力をお願いします。ただし、漁民そのものが法に従った漁業を営んでいくことが一番大事だと思ひます。しかし、ややもすれば残念ながら、北海道において非常な誤りな漁業をやっておる者がある。きょうは時間がないから、五分前にやめるといふんだから、もう小委員会に譲つてこのあとはいたいと思ひますが、かつての北海道におけるエビけた漁業に対する資料をひとつ出していただきたいと思います。

きょうはこの程度にしておきます。

○庄野政府委員 承知いたしました。

○高見委員長 この際小委員会設置の件についておはかりいたします。

内閣提出、漁業災害補償法案及び角屋堅次郎君外十一名提出、漁業災害補償法案、右両案審査のため、小委員十二名からなる漁業災害補償法案審査小委員会を設置したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

小委員及び小委員長の氏名は追つて公報をもつてお知らせ申し上げます。

なお、今後小委員及び小委員長から辞任の申し出がありました際の許可並びに小委員及び小委員長の補欠選任につきましても、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

次会は、来たる二十八日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

